

川崎市指令環廃 第63号

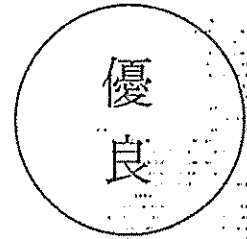
許可番号 第05770004313号

### 特別管理産業廃棄物処分量許可証

住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J&T環境 株式会社

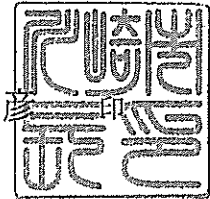
代表取締役 露口 哲男 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和5年7月31日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日 令和5年7月1日

許可の有効期限 令和12年6月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却、破碎・分離・焼却）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 焼却に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

(イ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

(ウ) 感染性産業廃棄物、(エ) 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥及び廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上4種類

イ 破碎・分離・焼却に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

以上1種類

(3) 制限

ア 焼却に係る感染性産業廃棄物は、20t/日に限る。

イ 破碎・分離・焼却に係る廃油は、スプレー缶に限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記2のとおり

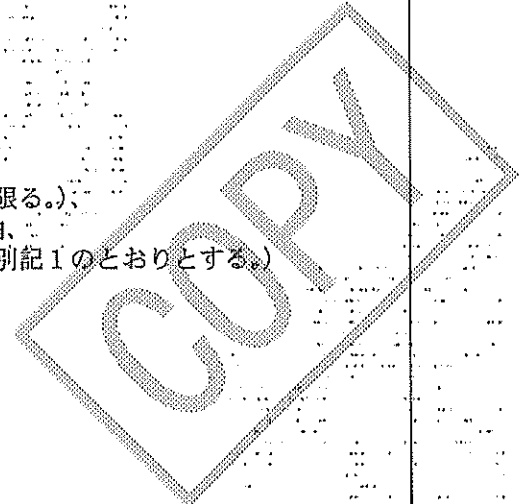
3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和5年7月1日 更新許可

令和5年7月1日 優良認定

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無



別記1

焼却

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。  
 (○(許可物質))

有害物質 \ 廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃鹼
トリクロロエチレン				○	○	-	○
テトラクロロエチレン				○	○	-	○
ジクロロメタン				○	○	-	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	-	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	-	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	-	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	-	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	-	○
1, 3-ジクロロプロペン				○	○	-	○
チウラム					○	-	○
ベンゼン				○	○	-	○
1, 4-ジオキサン				○	○	-	○

別記2

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設 No. 7) (設置年月日 平成27年10月1日)	6.5 t/日 (廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。))	川崎市川崎区扇町5番73ほか (7981.7㎡)
イ 焼却施設 (焼却施設) (設置年月日 平成17年12月28日) (許可年月日 平成16年12月9日) (許可番号 第II40号)	219.9 t/日 (混合焼却) 196.5 t/日 (汚泥) 25 m <sup>3</sup> /日 (廃油) 20 t/日 (感染性産業廃棄物)	

(2) 施設の種類の種類及び能力

施設の種類の種類	処理能力	備考
焼却施設一式	219.9 t/日	焼却施設
破碎・分離・焼却施設一式	6.5 t/日	破碎機 No. 7、焼却施設

川崎市  
 環境局  
 資源循環部  
 資源管理課

